

第4期中長期目標期間における
宇宙航空研究開発機構業務実績評価に係る各府省の評価項目

評価項目		平成30年度業務実績JAXA自己評価		JAXA説明者	各府省担当評価項目 ●は部分的に所掌している項目)			
		評定	自己評価書 ページ		内閣	総務	文科	経産
Ⅲ.3	宇宙政策の目標達成に向けた宇宙プロジェクトの実施	A	A-1	中村理事	○	○	○	●
Ⅲ.3.1	衛星測位	B	A-5	舘理事補佐	○	○	○	○
Ⅲ.3.2	衛星リモートセンシング	S	A-12	舘理事補佐	○	○	○	○
Ⅲ.3.3	衛星通信	B	A-38	舘理事補佐	○	○	○	○
Ⅲ.3.4	宇宙輸送システム	A	A-46	布野理事	○	○	○	○
Ⅲ.3.5	宇宙状況把握	B	A-65	舘理事補佐	○	○	○	
Ⅲ.3.6	海洋状況把握・早期警戒機能等	A	A-72	舘理事補佐	○	○	○	
Ⅲ.3.7	宇宙システム全体の機能保証	B	A-79	山本副理事長	○	○	○	
Ⅲ.3.8	宇宙科学・探査※	S	A-84	國中理事	○	○	○	○
Ⅲ.3.9	国際宇宙ステーション	A	A-110	若田理事	○	○	○	○
Ⅲ.3.10	国際有人宇宙探査	A	A-129	若田理事	○	○	○	○
Ⅲ.3.11	人工衛星等の開発・運用を支える基盤技術(追跡運用技術、環境試験技術等)	A	A-143	舘理事補佐	○	○	○	○
Ⅲ.4	宇宙政策の目標達成に向けた分野横断的な研究開発等の取組	S	B-1	中村理事	○	○	○	○
Ⅲ.4.1	民間事業者との協業等の宇宙利用拡大及び産業振興に資する取組	S	B-4	中村理事	○	○	○	○
Ⅲ.4.2	新たな価値を実現する宇宙産業基盤・科学技術基盤の維持・強化(スペース・デブリ対策、宇宙太陽光発電含む)	S	B-22	佐野理事	○	○	○	○
Ⅲ.5	航空科学技術	S	C-1	佐野理事			○	
Ⅲ.6	宇宙航空政策の目標達成を支えるための取組	A	D-1	中村理事	●	○	○	●
Ⅲ.6.1	国際協力・海外展開の推進及び調査分析	A	D-3	中村理事	○	○	○	○
Ⅲ.6.2	国民の理解増進と次世代を担う人材育成への貢献	S	D-17	中村理事	○	○	○	○
Ⅲ.6.3	プロジェクトマネジメント及び安全・信頼性の確保	A	D-35	中川理事補佐		○	○	
Ⅲ.6.4	情報システムの活用と情報セキュリティの確保	A	D-52	鈴木理事		○	○	
Ⅲ.6.5	施設及び設備に関する事項	A	D-63	鈴木理事		○	○	
Ⅲ.7	情報収集衛星に係る政府からの受託	A	E-1	今井理事	○	○	○	
Ⅳ	業務運営の改善・効率化に関する事項	B	F-1	鈴木理事		○	○	
Ⅴ	財務内容の改善に関する事項	B	G-1	鈴木理事		○	○	
Ⅵ.1	内部統制	B	H-1	中村理事		○	○	
Ⅵ.2	人事に関する事項	B	H-4	鈴木理事		○	○	

※ JAXA法に基づき「宇宙科学に関する学術研究」については文部科学省のみが評価を担当。

太字の項目はJAXAの財務諸表上に示されたセグメントの単位。「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解(平成12年2月16日設定、平成30年9月3日改訂)」並びに「独立行政法人の目標の策定に関する指針(平成26年9月2日総務大臣決定、平成31年3月12日改訂)」において、セグメントの単位と評価の単位を一致させることとされているため、太字の項目単位での評価が必要。

参考) 項目別評定における評定区分の考え方

- ・ 評定区分は、S、A、B、C、Dの5段階。(Bが標準(所期の目標を達成していると認められる状態))
- ・ 研究開発に係る事務及び事業についての評定区分は以下のとおり。

対象項目	Ⅲ.3 宇宙政策の目標達成に向けた宇宙プロジェクトの実施、Ⅲ.4 宇宙政策の目標達成に向けた分野横断的な研究開発等の取組、Ⅲ.5 航空科学技術、Ⅲ.6 宇宙航空政策の目標達成を支えるための取組、Ⅲ.7 情報収集衛星に係る政府からの受託
S	国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、 適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等 が認められる
A	国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、 適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等 が認められる
B	国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「 研究開発成果の最大化 」に向けて 成果の創出や将来的な成果の創出の期待等 が認められ、 着実な業務運営 がなされている
C	国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「 研究開発成果の最大化 」または「 適正、効果的かつ効率的な業務運営 」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される
D	国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「 研究開発成果の最大化 」または「 適正、効果的かつ効率的な業務運営 」に向けて 抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等 が求められる

(「独立行政法人の評価に関する指針(平成26年9月2日総務大臣決定、平成31年3月12日改訂)より)

- ・ 研究開発に係る事務及び事業**以外**についての評定区分は以下のとおり。

	定量的な指標に基づく場合	定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合
対象項目	Ⅳ 業務運営の改善・効率化に関する事項 (2) 効果的かつ効率的な業務運営の推進	Ⅳ 業務運営の改善・効率化に関する事項((2)を除く) Ⅴ 財務内容の改善に関する事項 Ⅵ.1 内部統制 Ⅵ.2 人事に関する事項
S	国立研究開発法人の活動により、中長期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標の対中長期計画値(又は対年度計画値)が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。	—
A	国立研究開発法人の活動により、中長期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標の対中長期計画値(又は対年度計画値)が120%以上とする。)	難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。
B	中長期計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中長期計画値(又は対年度計画値)の100%以上120%未満)。	目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く。)
C	中長期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中長期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。	目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く。)
D	中長期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(定量的指標においては対中長期計画値(又は対年度計画値)の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。	目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

(「独立行政法人の評価に関する指針(平成26年9月2日総務大臣決定、平成31年3月12日改訂)より)